高額療養費の支給申請について

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

同じ月内に病院等の窓口で支払った医療費が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

自己負担限度額に含まれるのは、保険診療に係る医療費のみとなりますので、食事療養費およびベッドの差額代や保険対象外診療は実費負担となります。

＊申請方法

高額療養費の対象となった場合は、診療月の２か月後以降に役場から通知と申請書をお送りしますので、次の持ち物お持ちになり申請してください。なお、国保料に未納がある場合は、申請手続き時に納付相談をさせていただく場合があります。

＊持ち物

・申請書　事前に記入していただいても構いません。
・世帯主の印鑑・通帳（または振込先のわかるもの）
・領収書（原本）こちらでコピーをとり、原本はお返しいたします。
・届出（申請）者、手続き対象者全員分の個人番号カード又は通知カード
・通知カードの場合は、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許書等）

＊申請期限

高額療養費を申請できるのは、診療を受けた月の翌月初日から２年間です。

「限度額適用認定証」を提示すれば、窓口における支払いが自己負担限度額までとなります

高額な診療（入院・外来）を受ける場合、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、同一の医療機関等において１か月の支払いは自己負担限度額になります。（医科・歯科・および入院・外来別に支払う）

＊持ち物　・国民健康保険証　　・世帯主の印鑑
・届出（申請）者、手続き対象者全員分の個人番号カードまたは通知カード
・通知カードの場合は、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許書等）

＊ご注意　・認定証は、申請した月の初日から有効となります。月を遡って有効なものは発行できませんので、お早めの手続きをお願いします。
・国民健康保険料に滞納があると、原則として限度額適用認定証を交付できません。
・世帯に所得の申告をしていない方がいると、最も高い自己負担限度額の区分で判定される場合があります。
・世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。

70歳以上75歳未満の課税世帯の方

申請は不要です。国民健康保険証と「高齢受給者証」を併せて医療機関等へ提示することにより、1ヶ月毎の医療費分の支払金額は限度額までとなります。

平成28年1月から国民健康保険の手続きにマイナンバーの記載と本人確認が必要になりました。

年金だより

平成30年度の学生納付特例申請書が送られます

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661　または　住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

平成29年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方に、日本年金機構から国民年金保険料学生納付特例申請書が３月末頃に送られます。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することにより、平成30年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して岡谷年金事務所または住民福祉課国保年金係まで届け出してください。